

平成 18 年度

決 算 審 査 意 見 書

東京都後期高齢者医療広域連合 監査委員

19東広監第18号
平成19年9月28日

東京都後期高齢者医療広域連合長
多田 正見 様

東京都後期高齢者医療広域連合
監査委員 相川 明
監査委員 木下 悦 希

平成18年度東京都後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算
意見書について

地方自治法第233条第2項の規定により、平成18年度東京都後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書及び同付属資料を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

目 次

第 1	審査の対象	2
第 2	審査の期間	2
第 3	審査の方法	2
第 4	審査の結果	2
第 5	意見	3
第 6	決算の概要	4

平成18年度東京都後期高齢者医療広域連合 歳入歳出決算審査意見

第1 審査の対象

- 1 平成18年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算書
- 2 平成18年度歳入歳出決算事項別明細書
- 3 平成18年度実質収支に関する調書
- 4 平成18年度財産に関する調書

第2 審査の期間

平成19年8月6日（月）から8月31日（金）まで

第3 審査の方法

- 1 歳入歳出決算書及び同附属資料については、関係法令の規定に基づき作成されているか否かを確認した。
- 2 執行実績がない旨、関係職員の説明を聴取した。

第4 審査の結果

- 1 歳入歳出決算書及び同附属資料について、関係法令の規定に準拠して作成されていると認められる。
- 2 歳入歳出決算書及び同附属資料の計数は、適正であると認められる。
- 3 平成18年度における一般会計の決算額は、表のとおりで、歳入総額0円、歳出総額0円、差引残額0円となっている。

以上のとおり、計数等は、適正なものと認めることができる。

第5 意見

後期高齢者医療制度は、国民皆保険を維持し、超高齢社会を見据えた新たな医療保険制度体系を実現するための医療制度改革の一環として、後期高齢者における心身の特性や生活実態等を踏まえた独立した医療制度として創設されたものである。

本広域連合は、後期高齢者医療事務を処理するため、平成19年3月1日に都内の全ての区市町村により設立され、同日付けで広域連合長が選出された。また、補助機関は平成19年度に設置することとされた。

そのため、平成18年度は、歳入歳出ともに0円の予算が編成されており、それに伴う執行もなかった。なお、18年度中の主な設立準備事務については、都内の全ての区市町村の共同の準備組織である広域連合設立準備委員会が、その予算を執行し、これに当たった。

しかし、平成19年度においては、平成20年度から実施される後期高齢者医療の事務に必要な準備行為を行い、その業務にかかる予算を執行していくことになる。

新たな制度にかかる予算であるため、その執行に当たっては次のことに留意されたい。

本広域連合は、特に税源を持たず、財政運営は構成する62区市町村からの分賦金や被保険者が納める保険料のほか、国や都、区市町村からの負担金と、若年世代からの支援金などを財源として行うものである。なかでも平成20年度は、後期高齢者医療制度の施行元年に当たり、特別会計は初めて設置されるものである。

このため、被保険者が安心して医療を受けられるように、その準備には創意工夫を凝らし、また国や都、区市町村などとの緊密な連携を図るとともに、関係機関が相互に協力することに努め、広域連合の財政基盤の安定・強化と簡素・効率的な執行体制を確立し、被保険者の負託に応えるよう図られたい。

表 歳入歳出決算総括

(単位：円)

区 分 会 計	歳入決算額	歳出決算額	差引残額 (繰越金)
一般会計	0	0	0

第6 決算の概要

平成18年度一般会計の歳入歳出決算は、予算現額0円に対し、歳入総額0円、歳出総額0円で、歳入歳出差引額0円となっている。